

あきる野市教育大綱（案）

令和 7 年 月

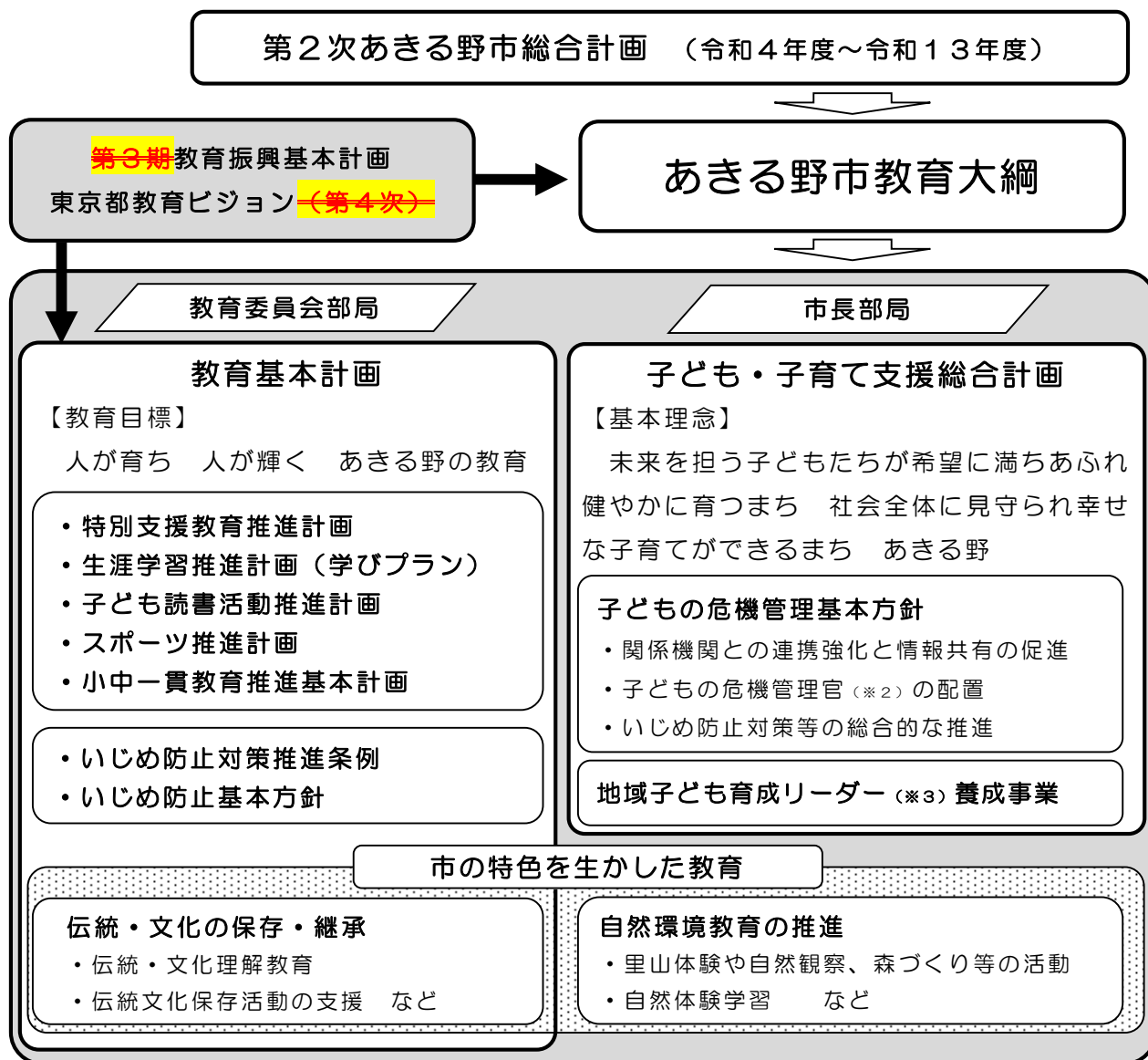
あきる野市

1 教育大綱の修正の趣旨について

教育大綱は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律（以下「地方教育行政法」という。）」第1条の3に規定されるもので、市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を定めるものです。本市では、地方教育行政法第1条の4第1項に基づき設置した「あきる野市総合教育会議（※1）」において協議・調整をした上で、平成27年8月に大綱を策定しました。また、教育大綱と密接に連携する、総合的かつ計画的な市政運営を図るための計画である「第2次あきる野市総合計画」が令和4年度に策定されること等により、大綱の位置付けについて修正しました。

この度、国の「第3期教育振興基本計画」及び東京都の「東京都教育ビジョン（第4次）」が改定されたこと、並びに令和6年度の組織改正に伴い、表記を修正します。

2 教育大綱の位置付けについて



※1 総合教育会議は、市長及び教育委員会で構成され、大綱の策定や児童・生徒の生命・身体保護等緊急の場合に講ずべき措置について協議・調整を行う会議体のこと

※2 子どもの危機管理官は、子どもを取り巻く危機に関する対策の中心的役割を担う者のことで、その任には、子ども家庭部長が当たり、関係機関との連携強化と情報共有の促進を図る。

※3 地域子ども育成リーダーは、スポーツ、文化活動のほか様々な知識や技術を生かし、子どもを指導・育成するとともに、地域の子どもの安全・安心の確保や子ども・子育ての支援活動に協力するリーダーとして市長が認定する者のこと

3 基本理念・基本方針

基本理念

ふるさとを誇りに思う人づくりと、
あきる野の香りがする「あきる野っ子」が育つ教育

基本方針 1 地域で“ひと”を育てるまちづくりを進めます

家庭や学校、地域などがそれぞれの役割と責任を果たし、相互に連携・協力しながら、子どもの育成支援や青少年の健全育成を図るとともに、自ら学習や経験で得た成果を生かし地域に還元するような人材の育成と活用を図るなど、地域社会全体で“ひと”を育てるまちづくりを進めます。

基本方針 2 子どもが安全に安心して育つ環境づくりを進めます

多様化・複雑化する子どもを取り巻く危機に対し、家庭や学校だけでなく地域や関係機関との連携と情報共有を図ることで、地域社会全体で子どもが安全に安心して育つ環境づくりを進めます。

基本方針 3 郷土の自然や伝統・文化を学び地域を誇りに思う教育を進めます

グローバル化が進む中で国際的な広い視野を持つためにも、郷土の豊かな自然の中での体験活動などを通して、自然に親しみ自然を大切にする心を育むとともに、地域に息づく伝統・文化の保存・継承を支援し、先人たちが築いた歴史や文化に触れる機会を提供することにより、郷土愛を育みながら地域を誇りに思う教育を進めます。

基本方針 4 学力の向上を図るとともに、個々に応じた教育を進めます

教育の機会均等を確保しながら、小中一貫教育などの充実による基礎的・基本的な知識・技能の定着・向上を図るとともに、障がいのある児童・生徒に限らず、全児童・生徒を対象として、一人一人が必要な指導や支援を受けられる特別支援教育を推進することで、確かな学力の向上と個々の子どもに応じた教育を進めます。